

# フランス共和国

(French Republic)

## 目次

1. 侵害対策関連法令.....	1
2. 侵害対策関係機関.....	4
3. 侵害の定義.....	8
4. 侵害の発見から解決までのフロー.....	16
5. 侵害に対する救済手段.....	23
6. 留意事項.....	33
7. その他の関連団体.....	35

### 1. 侵害対策関連法令

#### 1. 1 知的財産権法

Code de la propriété intellectuelle

Intellectual Property Code (June 1, 1992, as amended by March 2 2006,  
October 1 2010, September 1 2012, December 30 2013 and January 1 2014)

##### 1. 1. 1 特許・実用新案

第2部 産業財産

第6巻 発明及び技術的知識の保護

第1編 特許

第L611-1条 特許権者の排他権

第L613-3条 侵害行為

第L615-1条 民事救済

第L615-14条から第L615-16条 刑事処罰

##### 1. 1. 2 意匠

第2部 産業財産

## 第5巻 意匠

### 第1編 保護条件および手続き

第L513-2条 登録者の権利

第L513-4条 侵害行為

第L521-1条から第L513-1条 民事救済

第L521-10条から第L521-13条 刑事処罰

第L521-14条から第L521-19条 税関差押

## 1. 1. 3 営業秘密

### 第2部 産業財産

### 第6巻 発明及び技術的知識の保護

#### 第2編 技術知識の保護

第L621-1条 製造秘密侵害の刑事処罰

## 1. 1. 4 集積回路配置設計

### 第2部 産業財産

### 第6巻 発明及び技術的知識の保護

#### 第2編 技術知識の保護

#### 第2章 半導体製品

第L622-5条から第L622-6条 侵害行為

## 1. 1. 5 植物新品種

### 第2部 産業財産

### 第6巻 発明及び技術的知識の保護

#### 第2編 技術知識の保護

#### 第3章 植物新品種

第L623-4条 登録者の排他権

第L623-25条 侵害行為

第L623-27条から第L623-28条 民事救済

第L623-32条から第L623-35条 刑事処罰

第L623-36条から第L623-44条 税関差押

## 1. 1. 6 商標

### 第2部 産業財産

### 第7巻 商標及びその他識別性のある標識

#### 第1編 商標

第L713-1条 登録者の権利  
第L713-2条から第L713-3条 侵害行為  
第L713-5条 著名商標の保護  
第L716-1条 民事救済  
第L716-8条 税関差押  
第L716-9条から第L716-13条 刑事処罰  
第L717-1条から第L717-2条 共同体商標への適用

### 1. 1. 7 原産地表示

第2部 産業財産  
第7巻 商標及びその他識別性のある標識  
第2編 原産地名  
第L721-1条から第L721-8条 民事救済

### 1. 1. 8 著作権

第1部 文学および芸術財産  
第1巻 著作権  
第L111-1条及び第L111-3条 著作権者の権利  
第L121-1条及び第L121-3条 著作者人格権  
第L122-1条から第L122-7条 財産権  
第L331-1-1条から第L331-1-4条 民事救済  
第L335-1条から第L335-9条 刑事救済  
第L335-10条 税関差止  
第L342-1条から第L342-2条 データベース製作者の権利  
第L343-1条から第L343-3条 民事救済  
第L343-4条 刑事救済

### 1. 2 その他の国内法

- (1) 民法典 Code Civil (Civil Code)  
第1382条、第1383条
- (2) 消費者法 Code de la consommation (Consumer Code)  
第L121-1条から第L122-15条
- (3) 税関法 Code des douanes (Custom Code)
- (4) 商法 Code de commerce (Commerce Code)

なお、国際法や EU 域内の関係法として、ヨーロッパ特許法、共同体商標法及び意匠

法、並びに各種欧州指令、統一特許裁判所協定などの域内関係法規、及び TRIPS 協定などの適用がある。

## 2. 侵害対策関係機関

### 2. 1 国家知的財産庁

**INSTITUT NATIONAL DE LA PROPRIÉTÉ INDUSTRIELLE (INPI)**

**National Institute of Industrial Property**

住所: 15 rue des Minimes – CS50001  
92677 Courbevoie Cedex, France

電話: +33-1-7108-7163, 0820-213-213/2111

Fax: +33-1-5665-8600

E-mail: [contact@inpi.fr](mailto:contact@inpi.fr)

Website: <http://www.inpi.fr>

[特許、実用新案、意匠、商標、技術契約の知的財産権全般の申請登録手続き、知的財産制度の普及、情報の提供、関連機関との協力]

#### 2. 1. 1 反模倣品対策国家委員会

**Comité National Anti-Contrefaçon (CNAC)**

**National Committee of Anti-Counterfeiting**

電話: 0820-22-26-22 フランス国内のみ

Fax: +33-1-5665-8600

E-mail: [contrefacon@inpi.fr](mailto:contrefacon@inpi.fr)

Website: <http://www.contrefacon-danger.com/>

[国家知的財産庁に所在し、模倣品や海賊品に対する法執行や撲滅のための情報提供や交換、関連機関との協力]

#### 2. 2 文学芸術財産上級評議会(著作権局)

**Conseil supérieur de la propriété littéraire et artistique (CSPLA)**

**Ministère de la Culture et de la Communication**

**Superior Council of Literature and Artistic Property**

**Ministry of Culture and Communication**

住所: 3 rue de Valois,  
75001 Paris, France

電話: +33-1-4015-8000/8216

FAX: +33-1-4015-8848

E-mail: cspla@culture.gouv.fr

Website: <http://www.droitsdauteur.culture.gouv.fr/index-pla.htm>

[著作権及び著作隣接権に関する登録業務、監査業務、関連機関との協力]

## 2. 3 国家植物新品種局

**Instance Nationale des Obtentions Végétales (INOV)**

**National Authority of New Plant Varieties**

住所: 25 rue Georges Morel CS 90024,  
49071 Beaucouzé cedex, France

電話: +33-2-4122-8622

FAX: +33-2-4122-8599

Website:

[http://www.geves.fr/index.php?option=com\\_content&view=article&id=162&Itemid=463&lang=en](http://www.geves.fr/index.php?option=com_content&view=article&id=162&Itemid=463&lang=en)

[植物新品種の登録業務、育成者の管理業務、関連機関との協力]

## 2. 4 税関

**DOUANE**

**French Customs**

住所: 11, rue des deux Communes  
93558 Montreuil cedex, France

電話: +33-1-7240-7850

FAX: +33-1-5753-4937

E-mail: contrefac@douane.finances.gouv.fr

Website: <http://www.douane.gouv.fr/accueil>

[貨物の輸出入、移動、或いは課税などの管理業及び侵害品の差止等]

## 2. 5. 1 破棄院(最高裁判所)

**Cour de Cassation**

**Supreme Court**

住所: 5 quai de l'Horloge,  
75055 PARIS CEDEX 01, France

電話: +33-1-4432-9595

FAX: +33-1-4432-7828

E-mail: [contrefac@douane.finances.gouv.fr](mailto:contrefac@douane.finances.gouv.fr)

Website: <https://www.courdecassation.fr/>

[フランスの司法系統裁判の最高裁判所]

## 2. 5. 2 控訴院

**Cour d' Appel**

**Court of Appeal**

住所: 34, quai des Orfèvres

75055 PARIS CEDEX 01, France

電話: +33-1-4432-9595

FAX: +33-1- 4432-7870

E-mail: [http://www.ca-paris.justice.fr/inc\\_alias/contact.php?contact=ca-paris](http://www.ca-paris.justice.fr/inc_alias/contact.php?contact=ca-paris)  
(メールボックス)

Website: <http://www.ca-paris.justice.fr/>

[司法の第2審を担当する上訴裁判所で、民事・刑事の終審裁判所]

## 2. 5. 3 パリ大審裁判所

**Tribunal de Grande instance de Paris**

**First instance Court of Paris**

住所: 4 Boulevard du Palais,

75001 Paris, France

電話: +33-1-4432-5050

E-mail: [contrefac@douane.finances.gouv.fr](mailto:contrefac@douane.finances.gouv.fr)

Website: <http://www.justice.gouv.fr/>

[パリにある第一審裁判所でパリ地区の知的財産権訴訟を担当し、民事と刑事の両方を判断。特許訴訟の専属裁判所で有効性と侵害の両方の判断をする。なお、検察局(Parquet)は各地の第一審裁判所に所在する。]

## 2. 6 国家警察 刑事司法警察局

**Direction centrale de la police judiciaire (DCPJ)**

**Central Directorate of the Judicial Police/National Police**

住所: Place Beauvau

75800 Paris Cedex 08, France

電話: +33-1-4927-4927

FAX: +33-1-4927-3063

Website: <http://www.interieur.gouv.fr>

[国家警察の犯罪担当部門で、ネットワーク犯罪や模倣品対策などを担当し、Interpolとも協力関係にある。なお各地の警察署(Commissariat de Police)には侵害品の証拠保全を協力する担当者がある。]

## 2.7 フランス競争・消費・不正抑止総局

**Direction générale de la concurrence, de la consommation et de la répression des frauds (DGCCRF)**

**Directorate General for Competition Policy, Consumer Affairs and Fraud Control**

住所: 59 bd Vincent Auriol  
75703 Paris Cedex 13, France

電話: +33-1-4487-1717

FAX: +33-1-4497-3030

Website: <http://www.economie.gouv.fr/dgccrf/>

[経済・生産再建・デジタル省の部門で、健全な競争と消費者保護を担当]

### 2.8.1 パリ調停仲裁センター

**Centre de Médiation et d'Arbitrage**

**The Centre for Mediation and Arbitration of Paris (CMAP)**

住所: 39 Avenue Franklin Roosevelt,  
75008 Paris, France

電話: +33-1-4495-1140

FAX: +33-1-4495-1149

Website: <http://www.cmap.fr/>

[1995年パリ商工会議所内に設置、欧州での商事紛争の仲裁が主業務]

### 2.8.2 国家仲裁委員会

**Comité Français de l'Arbitrage (ICC France)**

**The French National Committee of the International Chamber of Commerce**

住所: 9 rue d'Anjou,  
75008 Paris, France

電話: +33-1-4265-1266

FAX: +33-1-4924-0639

Website: <http://www.icc-france.fr/>

[1923年に国際仲裁裁判所として開設、国際的な商事紛争を全般的に対応]

## 2. 9 フランスネットワーク情報センター

Association Française pour le Nommage Internet en Coopération

The French Network Information Centre (AFNIC)

住所: Immeuble Le Stephenson, 1 rue Stephenson, Hall A2 3rd Floor,  
78180 Montigny le Bretonneux, France

電話: +33-1-3930-8300

FAX: +33-1-3930-8301

Website: <http://www.afnic.fr/>

[フランスでのトップレベルを含むドメインネームの登録等の事務管理業務]

### 3. 侵害の定義

#### 3. 1 特許及び実用新案 (Brevets d'invention et Certificats d'utilité)

特許権者及び実用新案権者(以下合わせて、特許権者という)の承諾なく、権利存続期間中にフランス国内で、知的財産権法第L611-1条により排他権が付与された特許権者の権利を実施する行為は侵害行為と見做される。

知的財産権法が規定する、特許権者の禁止権の対象は次の行為である。

- (a) 特許製品の製造、販売の申し出、販売、又は使用、或いはこれらの目的で輸入、又は保管する行為;
- (b) 特許方法の使用、又は侵害を知らず使用のため方法を提供する行為;
- (c) 特許方法で直接得られた製品の販売の申し出、販売、又は使用、或いはこれらの目的での輸入、又は保管する行為。

(以上、第L613-3条)

- (d) 侵害を知得している第三者に、或いは教唆を伴い侵害不知の第三者に侵害手段を提供、又は提供を申し出る行為。

(第L613-4条)

注意すべき事項は下記の事項である。

- ・ 排他権は特許出願時から発生する。(第L613-1条)
- ・ 遺伝情報や繁殖又は増殖に関する特許権はそれらが組込まれた、或いは得られた生物材料に権利が及ぶ。(第L613-2-1条～第L613-2-4条)
- ・ 権利者の名義や住所が違う場合は、権利行使前に変更する。(第L613-9条)
- ・ 仮差止を利用することができる。(第L615-5条)



- ・ 実用新案の権利行使は調査報告書を必要とする。(第L615-6条)
- ・ 権利行使の時効は侵害発生日から3年である。(第L615-8条)
- ・ ヨーロッパ特許庁が登録するヨーロッパ特許でフランス指定登録特許も対象となる。

#### 対象外規定

- (1) 私的かつ非商業目的で使用する行為；
- (2) 実験目的で使用する行為；
- (3) 医師の処方により薬局で個々の症状のためになされる調剤、又はそのように調剤された医薬品に関する行為。  
(以上、第L613-5条)
- (4) 並行輸入する行為(第L613-6条)
- (5) 先使用に基づく行為(第L613-7条、第615-9条)
- (6) 特許出願の公開日、或いは通知日以前の実施行為は侵害とならない。  
(第L615-4条)

保護期間：特許：出願日から 20 年間

実用新案：出願日から6年間

医薬品期間延長(SPC)7年(販売許可発行から17年を超えない)

(以上、第L611-2条)

### 3. 2 意匠及びひな形(Les dessins et modèles)

意匠及びひな形の登録者(以下、意匠権者という)の承諾なく、権利存続期間中にフランス国内で、知的財産権法により保護を受ける意匠権者の権利を実施する行為は侵害行為と見做される。以下、意匠とひな形を併せて、意匠という。

知的財産権法が規定する、意匠登録権者の禁止権の対象は次の行為である。

- (a) 意匠製品を製造する行為；
- (b) 意匠製品の販売を申し出る行為；
- (c) 意匠製品を販売する行為；
- (d) 意匠製品を輸出入する行為；
- (e) 意匠製品を使用する行為；
- (f) 意匠製品を上記の目的のために所持する行為。

(以上、第 L513-4 条)

注意すべき事項は下記の通りである。

- ・ 部品や複合製品の一部、図形記号や文字フォントも保護の対象である。(第L511-1条)
- ・ 仮差止を利用することができる。(第L521-1条)
- ・ 税関での差押えができる。(第L521-14条)
- ・ 権利行使の時効は侵害発生日から3年である。
- ・ 意匠出願前の侵害は訴訟対象外、公告後の侵害も善意使用の場合は抗弁が可能である。なお、出願が公告されるまでは提訴等はできない。(第L521-2条)
- ・ 国際登録意匠(WIPO)、欧州共同体登録意匠(OHIM)も対象となる。
- ・ 欧州共同体意匠制度による非登録意匠の保護は2002年3月から開始され、公衆に利用可能となっていることを条件に、その時から3年間の保護を受けられるが、権利範囲が狭く、権利者の立証責任や判例もなく活用は難しいところである。利用方法のためには、知的財産庁に使用の事実を登録する。

#### 対象外規定

- (1) 私的かつ非商業目的でなされる行為；
- (2) 実験目的でなされる行為；
- (3) 公正な利用の範囲で登録権者名を引用し、教育目的で複製する行為。  
(以上、第L513-6条)
- (4) 一時的にフランス領域に入った他国籍船舶又は航空機の機器として使用する行為；
- (5) 上記の船舶又は航空機の修理のための部品或いは付属品のフランスへの輸入又はその修理をする行為。  
(以上、第L513-7条)
- (6) EU域内含み並行輸入する行為(第L513-8条)

保護期間:出願日から5年間(その後同じ期間更新可能、最大25年間)

2001年10月1日以前の登録は出願日から25年間(その後更新が2001年10月1日以前にされていれば最大50年間)

(以上、第L513-1条)

### 3.3 製造秘密(Secret de fabrique)

フランスの知的財産法には製造技術(ノウハウ)に関する侵害について、労働法第152-7条を引用して、侵害行為を規定している。

知的財産権法は、会社の役員及び従業員による侵害行為を規定している。

- (a) 製造秘密を漏えいする行為；
  - (b) 製造秘密の漏えいを企図する行為。
- (以上、第L621-1条)

### 3. 4 集積回路配置設計 (Produits semi-conducteurs)

半導体製品の最終製品及び中間製品の回路配置設計が新規なものである場合、寄託することによりその保護を受けることができる。登録権者の承諾なく、権利存続期間中にフランス国内で、登録権者の専用権を実施する行為は侵害対象行為と見做される。

知的財産権法が規定する、登録権者の禁止権の対象は次の行為である。

- (a) 保護を受けている回路配置設計を複製する行為；
  - (b) 複製した回路配置設計又はそれを内蔵する半導体製品を商業的に利用する行為；
  - (c) 複製した回路配置設計又はそれを内蔵する半導体製品を輸入する行為。
- (以上、第 L622-5 条)

注意すべき事項は下記の通りである。

- ・ 最初の商業利用から2年以上利用されていない場合、或いは創作日から15年以上経過している場合は寄託できない。(第L622-1条)
- ・ 禁止権は寄託日、又は最初の商業利用日のいずれか早い日から発生する。(第L622-6条)
- ・ 権利行使の時効は侵害発生日から3年である。

#### 対象外規定

- (1) 評価、分析、又は教育の目的で複製する行為；
  - (2) 評価又は分析から保護される新たな回路配置設計を創作する行為；
  - (3) 商業目的でない善意取得する行為。
- (以上、第L622-5条)

保護期間:登録日から 10 年間(その 10 年目の年末まで)  
(第 L622-6 条)

### 3. 5 植物新品種 (Obtention végétale)

植物の全部若しくは一部、又はその品種若しくは当該品種の交配によって派生する品種の再生産、又は栄養繁殖のための要素の生産における新規に創作或いは発

見された植物新品種は、創作者又は育成者或いは所有者が植物新品種保護委員会にその登録を申請することにより保護を受けることができる。登録権者の承諾なく、権利存続期間中にフランス国内で、登録権者の専用権を実施する行為は侵害対象行為と見做される。

知的財産権法が規定する、登録権者の禁止権の対象は次の行為である。

- (a) 植物新品種を導入する行為；
  - (b) 植物新品種を販売する行為；
  - (c) 植物新品種の販売の申し出をする行為。
- (以上、第L623-4条)

注意すべき事項は下記の通りである。

- ・ 植物新品種は知的財産権法以外に、農事法(Code rural)の規定が主に適用され、農業省の国家植物新品種局が管轄している。
- ・ 税関差止ができる。(第L623-36条)

保護期間:登録日から 25 年間

林木、樹木、果物、つる植物、イネ科・マメ科・イモ類などは 30 年間  
(第 L623-13 条)

### 3. 6 商標(Marques de fabrique, de commerce ou de service)

標章を指定商品やサービスに登録した所有者である商標権者の承諾なく、権利存続期間中にフランス国内で、商標権者の専用権を実施する行為は侵害行為と見做される。

知的財産権法が規定する、商標権者の禁止権の対象は次の行為である。

- (a) 登録商標で指定されたと同一の商品又はサービスに当該商標の標章を複製、使用、貼り付け使用する行為、これには〇〇形式・風・系・タイプ・方式などの表現が付加されている場合を含む；
  - (b) 登録商標で指定されたと同一の商品又はサービスに複製した標章を使用する行為；
  - (c)合法的に使用されている商標を滅失又は変更する行為。
- (以上、第 L713-2 条)
- (d) 登録商標で指定されたと同一の商品又はサービスに当該商標の標章を複製、使用、貼り付け、又は複製した標章を使用し、公衆に混同させる行為；
  - (e) 登録商標で指定されたと同一の商品又はサービスに当該商標を模造、或

いは模造した標章を使用し、公衆に混同させる行為。

(以上、第L713-3条)

(f) 著名商標の登録商標において指定された商品やサービスと類似しない商標やサービスにその商標を使用し、当該著名商標の所有者に害を及ぼす虞や不当な使用にあたる行為。(第L713-5条)

注意すべき事項は下記の通りである。

- ・ 登録商標を正当な理由なく継続して 5 年間使用していない場合、取消の対象となる。(第 L714-5 条)
- ・ 登録商標が一般名称(希釈)化した場合、又は品質や出所に誤認を生じるようになった場合、取消の対象となる。(第L714-6条)
- ・ 団体証明商標制度がある。(第5章)
- ・ 商標出願公告前の行為は侵害の対象とならない。(第L716-2条)
- ・ 権利行使の出訴期限は3年間であり、5年間黙認した場合は悪意の侵害でない場合権利行使できない。なお、所有者が提訴しない場合、使用権者は提訴することができる。(第L716-5条)
- ・ 仮差止を請求できる。(第L716-8条)
- ・ 税関差押ができる。(第L716-8条)
- ・ 国際登録商標(マドリット議定書)、欧州共同体登録商標(OHIM)も対象となる。
- ・ 権利行使の時効は侵害発生日から3年である。

#### 対象外規定

- (1) 会社名、商号、又は看板の使用で、当該使用が対象商標の登録前から、又は善意で自己の姓を使用する行為；
- (2) 出所の混同が生じない、又は商標権者の権利侵害を構成しないことを条件に、製品やサービスの付属品又は部品など意図された用途を述べるために必要として使用する行為。

(以上、第L713-6条)

保護期間:出願日から 10 年間(その後同じ期間更新可能、最大無期限)

(第 L712-1 条)

### 3. 7 原産地表示(Indications géographiques)

フランスの知的財産法には原産地表示に関して、消費者法第 115-1 条を引用し、「原産地の名称は、国、地方又は地域の地理的名称であり、そこを出所とし、その品

質、又は特性がその自然及び人的要因を含む地理的環境に起因する製品を指定することに役立つものから構成される。」と規定している。また、フランスは EU 連合の加盟国であり、EU 規則に基づき地理的表示の保護を受けることも可能である。また、フランス農事法第 L641-5 条に規定がある。

消費者法が規定する、原産地表示権者の禁止権の対象は次の行為である。

- (a) 原産地製品と混同するような表示、梱包、ラベル、案内書や請求書などの情報を製品に使用する行為(消費者法第L115-3条)
- (b) 類似製品及びその他の製品やサービスに原産地表示を使用、原産地を毀損させるような使用をする行為(消費者法第L115-5条)
- (c) 原産地を誤認混同させるように表示する行為(消費者法第L115-9条)
- (d) 原産地名称を構成したり想起させたりする表示或いは原産地名称の著名性を流用したり希釈するように使用する行為(農事法第L643-113条)

注意すべき事項は下記の通りである。

- ・ 原産地表示はワイン及びスピリッツを含む農産物及び農産物加工品に限られ、農業省傘下のINAO (Institut National de l'Origine et de la Qualité: 国立原産地・品質研究所)によって管理されている。原産地表示の登録は、生産者組合や団体(個人は不可)が認証の申請を行い、審査を受けて、異議期間2か月間の公告を経て、登録される。登録情報は下記で参照できる。  
<http://www.inao.gouv.fr/>(仏語)
- ・ 税関差押ができる。(EU理事会規則No 1383/2003)

### 3. 8 著作権(Le droit d'auteur)

著作権者又はその権利継承者の承諾なく、権利存続期間中にフランス国内において知的財産権法第 L111-1 条で保護される著作権者の権利を実施する行為は著作者の排他的権利(第 L123-1 条第 1 項)を侵害する行為と見做される。

なお、知的財産権法の著作権編は、著作権者の権利を人格権(第 L121-1 条)による公表、編集、発表する権利(第 L121-2 条、第 L121-8 条)と利用にかかる上演・演奏権及び複製権にかかる財産権(第 L122-1 条)、及び著作隣接権とデータベース製作者の権利を規定している。ここでは著作隣接権及びデータベース製作者の権利については取り上げない。

知的財産権法が規定する著作権者の禁止権は次の行為を対象としている。

- (a) 著作物(第1章第2節に規定)を公表する行為(第L121-2条)
- (b) 著作物を編集し発表する行為(第L121-8条)

- (c) 著作物の全体的、若しくは部分的に何らかの上演、演奏、又は複製する行為；
  - (d) 翻訳、翻案、若しくは変形、編曲、又は何らかの技術や方法により複製する行為。
- (以上、第L122-4条)

注意すべき事項は下記の通りである。

- ・ 職務著作物については、雇用した組織の規則が尊重される。
- ・ ソフトウェアを除く著作物の許諾されていない使用を防止、又は制限するための技術的手段は法定保護がある。(第L331-5条)
- ・ 暫定救済を請求できる。(第L332-1条、第L333-1条)
- ・ 欧州域内での合法的な再販売は禁止できない。(第L122-3-1条)
- ・ 権利行使の時効は侵害発生日から3年である。

対象外規定(主要な部分のみを抜粋掲載)

- (1) 私的かつ無償で上演、演奏する行為；
  - (2) 私的に複写又は複製する(美術著作物やプログラム著作物、データベース著作物を除く)行為；
  - (3) 著作者や出所を明示し著作物の批評、評論、教育、学術又は報道など正当な目的で要約及び短文を作成する行為、或いは新聞等での論説する行為；
  - (4) 美術著作物を販売や説明する目的で著作物の全体的又は部分的複製する行為；
  - (5) 教育目的でなされた行為；
  - (6) 二次創作、模作、パロディなどを作成する行為；
  - (7) 過渡的又は付随的な性格を有する一時的複製であって、技術的手段として必要不可欠であり、著作物の適法な使用を可能とするために著作物を使用する行為；
  - (8) 公共施設が特定な障害者に対して無償で複製、上演、演奏する行為；
  - (9) 公共施設が保存目的で著作物を複製保存する行為；
  - (10) 著作者を明示し専ら報道目的で複製、上演、演奏する行為(写真や図版は除く)。
- (以上、第L122-5条)
- (11) ソフトウェアの使用権者は、ソフトウェアの使用を保全するために必要な保全複製物を作成することができる。(第L122-6-1条)

保護期間： 著作物の発表から著作者の生存期間及び死後 70 年間(暦年)  
共同著作の場合、同上で最後の共同著作者の死亡時まで  
視聴覚著作物の場合、共同著作の規定と同じ  
ペンネームや匿名、集合著作物の場合 発表年から 70 年間(暦年)  
なお、未発表で満了日以後発表された場合は 25 年間(暦年)  
編集著作物、プログラム、映像音響作品、放送作品は、最初の発表から 70 年間  
(以上、第 L123-1 条から第 L123-4 条)  
著作隣接権は、発生の翌暦年から 50 年間  
(第 L211-4 条)

#### 4. 侵害の発見から解決までのフロー

フランスは、国土 54.4 万平方 km(日本の約 1.4 倍)に人口約 6,600 万人が居住する共和制国家で、国内にコルシカ島を含む 22 の地区(région)95 県と、海外にグアドループ、ギアナ、ポリネシア、ニューカレドニアなど 13 の領土(DOM-TOM: départements et territoires d'outre-mer)からなる。政治体制は、第二次大戦後戦後、第四共和政が成立し、現在第五共和制である。

主要産業は、農業、化学、機械、食品、繊維、航空、原子力等で、中でも農業は EU 最大の規模、及び航空産業、原子力産業などの先端産業が発達している。主要な輸出産品は航空・宇宙機材、農作物、化学製品で、輸入産品は、石油、電気製品、化学製品であり、取引相手国はドイツ、ベルギー、イタリアが中心である。日本は自動車産業や著作権ビジネスが拡大しているものの輸出取引では 23 位、輸入では 17 位となっている。



フランスでの知的財産権侵害の現状を調べると、特許侵害事件は毎年第 1 審の受理件数が平均 300 件程で推移しているものの、商標権や著作権は模倣品や海賊版(以下、侵害品という)による被害が毎年増加しており、知的財産庁の発表によると 2013 年度の



通報数はウェブサイト経由が約 27.4 万件、電話が約 1,500 件に達している。また、税関差止の申請件数も毎年増加しており、2013 年は 1,785 件と、この 5 年間で略倍増している。主な侵害品は医薬品、衣類が中心で、その他にアクセサリ、靴、日用品、玩具、携帯電話、化粧品、電子機器、そして映画や音楽の CD・DVD である。

#### 4. 1 侵害の発見

フランスで侵害品が多く発見されるのは税関での輸入貨物であり、中国やインドなどアジアからの衣類、携帯電話、医薬品や日用品、又はヨーロッパ各地からの食品や映画、音楽やソフトウェアを収録した CD や DVD である。また、これらが通関後に市中で発見される場合も多い。また、昨今、フランスでもインターネットやオンラインモール上での侵害が中心となり、一般消費財については、現地法人や提携先が侵害品を市中の販売や展示会よりもインターネットやオンラインモールで発見する機会が増加している。

こうした侵害品が発見された場合、侵害とされる事実(以下、被疑侵害という)に関する詳しい情報の入手に努める。具体的には、被疑侵害が行われている地域、店舗などの場所、被疑侵害者、被疑侵害品の詳しい情報を可能な限り入手する。侵害品の現物を入手することが好ましいが、入手できない場合は侵害品やそのパッケージを撮影した写真、特に、自社製品の特徴部分と比較し、識別できる写真やコピーを入手する。そして、収集された資料に基づき分析を行い、確かに侵害品であるか否か、どの知的財産権を侵害しているかなど、侵害事実の初期判断を行う。

#### 4. 2 証拠の収集

税関で侵害品が発見された場合は、税関での差止により具体的な証拠が入手できるが、被疑侵害品が市中で発見された場合には、販売されている地域や店舗などの場所、或いは入手ルート及び被疑侵害者である販売店舗、取扱い業者などの流通から販売に関わる関係者の拠点情報を収集する。インターネットの場合はインターネット事業者や店舗の運営者の情報を収集する。

さらに、被疑侵害品に関して、被疑侵害品のサンプル、説明書、パッケージ、広告、インターネットの場合はウェブ上の説明など直接的に、侵害の事実を証明できる証拠を収集するとともに、被告となる被疑侵害者との関係を立証できるようにサンプル品を購入し、納品書、領収書、或いは、送り状や支払い先の情報など被告に繋がる書類や資料を収集する。

証拠を収集する目的は、収集された被疑侵害品に対する詳細な分析を行い、どの知的財産権が、具体的には、どの特許権、意匠権、商標権、或いは著作権が侵害されているかを確認することにある。知的財産権者は、少なくとも侵害の事実を確認すること、その侵害の事実証拠のサンプルから対象の知的財産権に対する侵害鑑定ができるよう準備する。特許権侵害の場合は、侵害分析をするために複数、或いは一定量の証拠が必要なため、可能であれば被疑侵害者から必要な量の被疑侵害品のサンプルを入手する。

ところで、上記のように独自に収集した証拠は裁判所で証拠として認定されないことが多い。そのため、フランスでは侵害訴訟の殆どの事件で提訴を条件とした証拠保全手続きを取る。具体的には、裁判所からの証拠保全命令を取り、執行吏とともに事前に警告することなく、相手から侵害証拠を確実に取得することができる非常に強力な手段であり、他の国にはない特別な制度である。詳細な説明は第5項を参照。フランスの実務上、侵害品は一連の手段で証拠づけることができるものの、証拠保全により差押えた証拠が相変わらず最も好ましい証拠である。改正知的財産法により、差押手続きの範囲が拡大され、侵害品を製造するための装置や材料も対象となっている。なお、著作権侵害の場合、警察による侵害品のみの証拠差押えが可能である。

#### 4.3 侵害者の特定

税関で侵害品情報を得た場合は、輸出業者が発送した貨物を受領する輸入業者、また荷受人が輸入関係書類に記載されているため、住所や連絡先から比較的容易に調査して特定することができる。

一方、市中で侵害に加担するのは、販売店、或いは流通業者、卸業者であるため、その店舗や倉庫に侵害品があるかどうかを確認することが必要である。その上で、販売会社や流通業者、或いは製造会社があれば、被疑侵害品の商流を確認し、それぞれの拠点を調査する。インターネット上での侵害も同様に、被疑侵害品のサンプルを購入することにより、インターネット上の連絡先や販売先の再確認をしたり、サンプルを受け取った時の送り状にある発送元や請求書の支払い先の情報を確認したりすることで正しい販売者、或いは新たな関係者がいないかの確認をする。また、ノーブランドの商品を貨物で輸入し、小口にパッケージし直し、商品化するような侵害事例もあるため、状況に応じ、印刷会社、再包装、保管や発送に関係する寄与侵害の関係者を特定することも視野に入れる。

ところで、フランスでは民間の調査機関は、探偵業法(Loi No.83-629, 12 July, 1983, as amended on March, 2003)に基づき、従来の届出制度に代わり許可制度、探偵の

認可制度、資格制度が導入され、悪質な業者の排除が図られている。従って、調査員が個人としての認可の保持者であることを前提として、事務所毎に個別の許可 (autorisation) を取得しなければ探偵業を営むことはできない(第 25 条)。こうした状況でフランスには探偵業者による職業組合的な探偵業界団体が複数存在しているが、比較的小さな組織である。その中で、古くからの組織で最も代表的な団体は下記のフランス私立探偵事務所組合であり、加盟している調査会社を調べることができる。

#### フランス私立探偵事務所組合

Syndicat National des Agents de Recherches Privées (SNARP)

France Detectives

住所: 55 Avenue Marceau

75116 Paris, France

電話: 0810 103 270 (フランス国内のみ)

E-mail: info@snarp.org

Website: [http:// www.snarp.org](http://www.snarp.org)

事務所調査サイト: [http://www.snarp.org/annuaire\\_par\\_carte](http://www.snarp.org/annuaire_par_carte)

なお、日本から調査会社をコントロールすることは理解や言葉の面から難しさもあり、侵害者の特定やその後の手続きのためには、現地の法律事務所を通じて、調査会社や情報提供者を利用しながら進めることが勧められる。

#### 4. 4 権利行使の判断

下記は、知的財産権者が権利行使前の準備段階で検討するポイントである。判断のポイントは、自社の権利侵害を確実に立証できるかどうか、また、訴訟する意義が当面のビジネス判断や将来的にもあるかどうかにある。

1. フランスで適切な知的財産権を保有している場合、対象となる特許権、商標権などの知的財産権が有効であり、適切な手続きで登録されていることを確認する。
2. 被疑侵害品のサンプルを分析し、対象となる知的財産権の権利範囲に入るかどうかを判断し、確認する。  
必要に応じて、フランスの法律事務所による被疑侵害品の侵害鑑定を入手する。また、特許侵害で技術的分析による専門家鑑定が必要な場合は、社内或いは外部の研究機関による分析結果を準備する。
3. どのような救済を求めるか検討する。主に、事業の重要性や将来を含めた事業への影響を評価し、侵害規模や侵害内容から製造や販売の早期差止を求

- めるのか、時間をかけて損害賠償まで求めるのかを検討する。
4. フランスでの権利行使にかかる弁護士費用や訴訟費用を見積り、予測される権利行使ルートごとの費用比較を行う。
  5. 訴訟や権利行使以外の選択肢として、ライセンス等の可能性を検討する。
  6. 権利行使を始めるには、被疑侵害者が侵害者として被告適格であるかどうか、及び訴訟や損害賠償に応じることができる程度の資力や規模を有しているかを判断する。
  7. 侵害訴訟を開始する場合には、フランスの特許弁護士や商標弁護士による対象となる知的財産権の有効性の鑑定を入手し、権利行使において、被疑侵害者から無効取消を受けた場合の対策を行う。
  8. 商標権による権利行使の場合は、対象となる自社の商標権の使用実態を調べ、権利行使時に被疑侵害者から不使用取消や不使用による非侵害の主張を受けた場合の対策を行う。
  9. 損害賠償を請求する場合は、損害額を立証する資料を収集する。
  10. フランスの法律事務所とともに権利行使に必要な関係書類を準備する。例えば、登録証、現地弁護士への委任状などの全ての必要書類を正しく準備する。
  11. 最終的に証拠保全や提訴において使用する被疑侵害者の侵害証拠である侵害品サンプルや販売関連伝票類、宣伝広告類、及び被疑侵害者の固有情報など必要な関連資料を準備する。

#### 4.5 警告状

フランスでは、侵害品をフランスに輸入し販売する場合やフランスで侵害品を製造する場合などは、警告することなく直接訴訟することができる。また、突然の証拠保全（Saisie-contrefaçon）手続きに引き続き、侵害訴訟を行うことが一般的に行われているために警告状を送付しないことが多い。

一方、警告状を送付する必要がある場合としては、単に被疑侵害品を小売り販売のみ、又は使用のみしている場合、或いは被疑侵害品の取扱いや被疑侵害品を製造する手段を提供している場合のように被疑侵害者が潜在的侵害者であり、侵害を通知することで侵害行為を中止する可能性が高い場合、或いは明確な侵害者と断定できない可能性が高い場合に利用することが好ましいといえる。

警告状に記載する事項は、次の通りである。

- ① 知的財産権者の情報
- ② 侵害されている知的財産権の情報、登録番号や商標など

- ③ 侵害が発生している場所
- ④ 侵害している製品やサービスなどの状況
- ⑤ 侵害による処罰など法的処分
- ⑥ 被疑侵害者に対する要求、例えば、販売や在庫の処分など
- ⑦ 応答の期限

被疑侵害者が比較的大きい規模で警告に応じる場合、和解契約を締結し、侵害品の引渡、侵害品の入手先の情報提供、製造している場合は製造の中止、関係製造機器の廃棄或いは引渡、侵害行為を繰り返した場合の違約条件などを定める。

なお、末端の小売店、流通業者や卸業者の場合、輸入業者や流通業者の情報を開示させるように努め、そうした侵害関係者に対しては税関差止措置や輸出・製造国での対策を開始することをお勧めする。

#### 4.6 侵害に対する法的措置

フランスでは行政処罰制度が十分に整備されていないため、税関や市中での侵害品発見後、刑事訴追、或いは仮差止や簡易な民事訴訟を選択することになる。このような環境下、知的財産権者は、税関による侵害品対策からの刑事訴追、或いは被疑侵害者に対するフランス独特の証拠保全に引き続く民事訴訟の提起を選択することになる。いずれにしても、費用対効果のある対策を求めることが勧められる。

救済とその内容		メリット	デメリット
警告	警告書の送付	簡単で容易	相手の注意をひく
税関	税関差押	簡単で容易な手続き	短期間に行動しなければならぬ。
民事訴訟	証拠保全	容易な証拠収集 合目的的手続き 費用は少ない	裁判官の厳格な審査
	仮差止	合目的的手続き 費用は少ない	担保金の負担
	提訴	不正競争行為などの追加主張が可能 専門裁判所	費用負担 長期化 判決の不透明性 懲罰的賠償なし
刑事告訴		他の侵害者への圧力	悪意の立証 判決の不透明性 損害賠償は少額

調停、仲裁		簡単で容易な手続き 国際的な決定の執行	契約内容の不透明性 しばしば高額に
-------	--	------------------------	----------------------

- ・ 税関摘発

税関は、職権で商標権など知的財産権を侵害する貨物の通関を停止することができる。知的財産権者はフランスのみ、或いは EU 域内各国を同時に指定した税関登録をすることで、税関による積極的な侵害品摘発を期待することができる。

税関職員が対象の被疑侵害品を発見すると、知的財産権者或いはその代理人にその通知があり、真偽鑑定により侵害と判断した場合、裁判所に刑事告訴などの権利行使手続きをすることで、侵害品の処分や侵害者に対する処分を実施することができる。なお、税関での手続きは短期間で行う必要がある為、現地代理人の存在は不可欠である。

- ・ 刑事告訴

侵害品の摘発を税関で行った場合は税関との手続きで刑事告訴をすることができる。一方、市中で侵害品の調査を行った場合、直接検察に手続きするルート以外に、警察や憲兵隊に通報することによる捜査から検察につなげるルート、或いは、フランス競争・消費・不正抑止総局 (DGCCRF) に通報することによる捜査から検察につなげるルートがある。

知的財産権者は被疑侵害者を検察官にいずれかのルートで申立て、刑事告訴をすることができる。フランスでは刑事告訴でも民事的救済を求めることができる。しかし、刑事訴訟は原則的に犯罪人の処罰が目的であり、損害賠償は民事訴訟と比べて低いばかりでなく、第一審で侵害差止の判決が得られるまで 2 年以上、上訴されれば全体で 5 から 6 年かかるデメリットがある。

従って、侵害差止、侵害品の廃棄などを目的とした刑事簡易裁判などであれば短期間で一定の効果を上げることができると言える。

- ・ 民事訴訟

侵害の規模が比較的大きいような場合、被疑侵害者にとって、侵害差止に加えて、損害賠償の支払いは負担が大きく効果が有るため、知的財産権者は被疑侵害者に対する証拠保全や仮差止を行いながら民事訴訟を起こすことは良い選択肢の一つである。民事訴訟には、レフェレと呼ばれる略式裁判と本案審理の 2 つがある。

例えば、商標権や著作権侵害であり、個人や小企業による被疑侵害品の販売の場合、被疑侵害品の販売を差止めることに効果があり、損害賠償を刑事訴訟で請求するのでなければ、略式裁判が有効である。一方、侵害が重大であり、損害賠償まで請求することを目的とする場合は本案審理が有効である。なお、フランスの訴訟制度では民事訴訟で刑事罰を求めることも可能である。

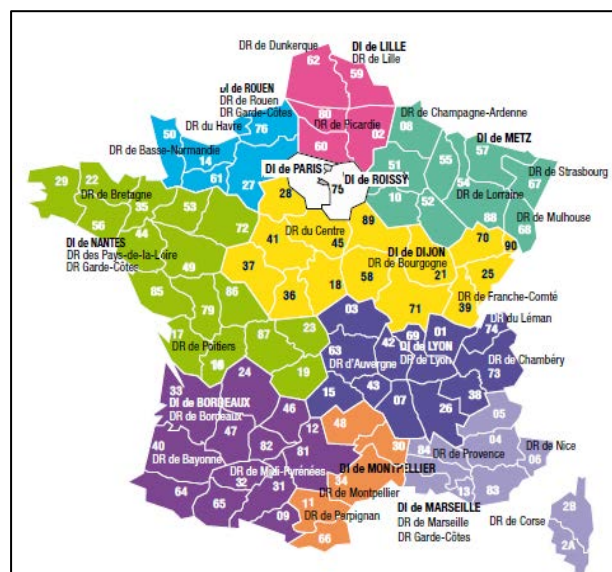
## 5. 侵害に対する救済手段

フランスでの知的財産権の権利行使やその救済は、市場での侵害発見後、或いは税関による輸入差止後に、刑事訴追をする対応策が一般的であるため、ここでは税関対策に基づく刑事訴追を中心に説明し、民事訴訟については裁判制度及びその手続きを紹介する。

### 5.1 税関取締と刑事告訴

フランスは EU 地区でも侵害品流入の多い国であり、陸・海・空路の輸出入を約 1.8 万名の職員が全体 13 地区、約 200 か所の 270 部署に分散して、通関作業を行っている。国内には 11 地区、リール(Lille)、メス(Metz)、ディジョン(Dijon)、リヨン(Lyon)、マルセイユ(Marseille)、モンペリエ(Montpellier)、ボルドー(Bordeaux)、ルーアン(Rouen)、ナント(Nantes)、パリ(Paris)及びロワシーのシャルル・ド・ゴール空港(Roissy)、海外にカリブ南米地区のアンティル・ギアナ(Antilles-Guyane)がある。本部はモントレイユ(Montreuil)に所在し、6 部署などから構成され、税関業務の規則改正やサービスの紹介を中心に行っている。

フランスの税関地区(国内)



こうした税関での摘発には、主に 2 つの対策がとられている。一方は、知的財産権者の事前申告に基づく捜査手続きであり、他方は職権による商標権や意匠権などの知的財産権を中心にした捜査手続きである。

## ●税関登録手続き

税関は幅広い捜査及び模倣品対策権限を持っており、これには侵害品を差押さえる権利も含まれる。そして、その活動は国境のみならずフランス領全体を対象にした活動である。知的財産権者の承諾なく貨物(商品)をフランス国内に持ち込むか、通過させることは権利侵害と見做され、その商品の真の出所を証明する書類、例えば契約書や請求書(Invoice)がなければならないのである。こうした商品が通関される時に捜査がされるために、知的財産権者は税関に事前に差押申請書(AFA: Application for Action)を提出する手続きを行わなければならない。

改正 EU 税関規則(608/2013)がフランスでは 2014 年 3 月 13 日に発効し、差押申請書は EU 加盟国で統一され、国内用と EU 域内用が同一の書式となり、国内適用か、EU 域内適用かを選択するように修正された。また、税関差止の対象となる知的財産権の対象が拡大した。なお、EU 域内諸国を指定する場合には、当該国毎に代理人を指定しなければならない。

フランスの税関が対象とする知的財産権は主に、商標権と意匠権であるが、EU 域内対象の知的財産権は幅広く、フランス国内での商標権、意匠権、特許権、実用新案権、植物新品種権、医薬品特許権と植物新品種の追加保護、原産地や地理的表示、及び半導体回路配置設計、商号などの識別力のあるもの、これに加えて、国際登録商標権、欧州共同体商標権、国際登録意匠権、欧州共同体意匠権、欧州共同体非意匠権、及び著作権が保護対象となる。

フランス税関に税関登録手続きをする場合、他の EU 各国と違い、フランス語の翻訳及び特別にフランス語の宣誓書を用意し、税関だけでなくフランス国内全域を対象とした侵害品の差押を求める。税関登録の有効期間は 1 年間で、毎年更新が可能。更新手続きは満了日の 30 日前に行う必要がある。こうした税関対策は費用対効果の点からも有効であるため、自社の知的財産権で登録できるものは全て手続きすることが好ましい。

税関での差押申請書(AFA)に必要な主な事項と書類等は下記の通りである。

- 1) 申請者とその連絡先、及び申請者の資格
- 2) 申請代理人とその連絡先
- 3) 申請対象国
- 4) 法律面の代理人及び技術面での代理人、EU 各国を指定する場合はその国



- での代理人とその連絡先（それぞれ委任状が必要）
- 5) 対象となる知的財産権の情報（登録証等の有効である証拠を提出）
  - 6) 商品の詳細な説明  
商標権の場合、登録番号、指定商品、一般的な販売価格など
  - 7) 商標の識別方法（説明書や写真、真偽の見分け方などを提供する）
  - 8) 製造地などの情報
  - 9) 自社業務に係る会社などの情報（ホワイトリストに該当する）
  - 10) 梱包などの情報
  - 11) 小口貨物の廃棄費用の負担の可否
  - 12) その他の同梱書類などの情報

なお、知的財産権者は、侵害品が発見された場合、税関での保管から廃棄までに発生する費用を負担することに同意するための署名をしなければならない。

#### ●税関での侵害品発見から救済までの手続き

税関登録による被疑侵害発見から証拠保全、刑事告訴及び救済までの手続きは次の通りである。

##### (1) 被疑侵害品の発見と通知

- ・ 税関は知的財産権者（代理人の指定があれば代理人）に被疑侵害品の留置を通知するとともに、その被疑侵害品の写真を提供し、10 日以内に侵害・非侵害の判定を求める。
- ・ 税関が税関登録なく職権で発見した被疑侵害品の場合、知的財産権者にその旨が通知されるので、3 日以内に確認し、侵害品であれば 10 日以内に差押申請書（AFA）を提出する。提出しなければ通関される。

##### (2) 被疑侵害品の処分

- ・ 指定された 10 日以内（延長不可）に、知的財産権者が書面で侵害品と主張し、権利行使の手続きを開始した場合、税関は被疑侵害品を留置する。知的財産権者は権利行使の目的のためだけに、発送元、輸入者、原産地など追加の情報を税関に求めることができる。
- ・ 知的財産権者が何ら応答しなかった場合、税関は通関規定を満たしていることを条件に留置を解き、通関処理する。
- ・ 知的財産権者が侵害品であると説明しながらも、何ら対応をしなかった場合、税関は職権で、被疑侵害品を差押え、税関法違反の理由で法的措置を取ることができる。

### (3) 税関による証拠保全

- ・ 税関による証拠保全は税関法により商標権及び意匠権侵害に適用され、その輸出入が対象となる。税関は職権で被疑侵害品を管理し、保管する。
- ・ 税関は知的財産権者と検察に被疑侵害品を証拠保全したことを通知する。この通知に基づき、知的財産権者や検察は疑義侵害者に対する法的措置を開始することができ、税関とは別に独立した民事訴訟などの権利行使手続きをすることもできる。
- ・ 税関は、侵害の内容や事情に応じて、被疑侵害者と和解交渉、或いは裁判所に刑事告訴をすることができる。被疑侵害品が少ない場合、税関は被疑侵害者に和解の交渉を進め、裁判所へ提訴しないことに同意する一方、証拠保全した被疑侵害品の廃棄に同意させることが一般的である。しかし、重大な事件の場合は被疑侵害者を懲罰目的で刑事告訴する。

### (4) 刑事告訴

- ・ 税関による刑事告訴は税関法に基づく商標権侵害を理由にする。
- ・ 知的財産権者や検察は知的財産権法に基づく商標権侵害を理由に告訴することができる。なお、知的財産権者は税関による告訴に参加し、損害賠償のみを求めることもできる。
- ・ 知的財産権法で刑事罰の対象となる侵害行為は、流通、販売や賃貸の申し出、販売、輸出入、及び製造である。一方、税関法で商標権侵害は脱税行為を構成し、刑事罰の対象となる。

### (5) 刑事訴訟手続き

- ・ 刑事訴訟では被疑侵害者に対して、侵害行為及び脱税行為の両方の面から刑事処分が検討される。
- ・ 予備的措置  
税関は被疑侵害品を判決が出されるまで保管する。直接召喚がある場合、被疑侵害者は判決が出されるまで収監される。なお、保釈金の支払いがあれば解放される。
- ・ 刑事訴訟手続き  
簡易裁判: 被告が速やかに裁判所に出頭し、数週間で判決。  
予審裁判: 追加調査不要の十分な証拠がある場合、6か月程度で判決。  
判決裁判: 召喚、準備に引続き、審判がある、約1~3年で判決。
- ・ 税関が刑事告訴をした場合、知的財産権者は多少の費用は発生するが、損害賠償の可能性があれば、参加することが良い。

- ・ 税関が刑事告訴しない少量の侵害の場合、大きな費用負担がないので、直接召喚による刑事告訴を行い、侵害者を特定すると良い。
- ・ 判決裁判による審判を伴う刑事訴訟は、重大な事件のみ行うべきで、大きな侵害シンジケートが存在するような場合に有効である。

#### (6) 救済内容

- ・ 知的財産権侵害行為は、3年から5年の禁固、及び30万から50万ユーロの罰金が科される。再犯の場合は、この2倍まで適用可。
- ・ 侵害品やその製造装置などの廃棄。
- ・ 事業所の5年以内の閉鎖。
- ・ 知的財産権者が当事者の場合、損害賠償金の支払い。

(以上、知的財産権法)

- ・ 税関法違反の脱税行為は、最大3年以下の禁固、及び差押侵害品の価値の2倍以下の罰金。
- ・ 組織的な犯罪行為は、最大5年以下の禁固、及び差押侵害品の価値の5倍以下の罰金。
- ・ 侵害品の廃棄、侵害品製造の装置の没収、その他詐欺的行為に使用した物品の没収。

(以上、税関法)

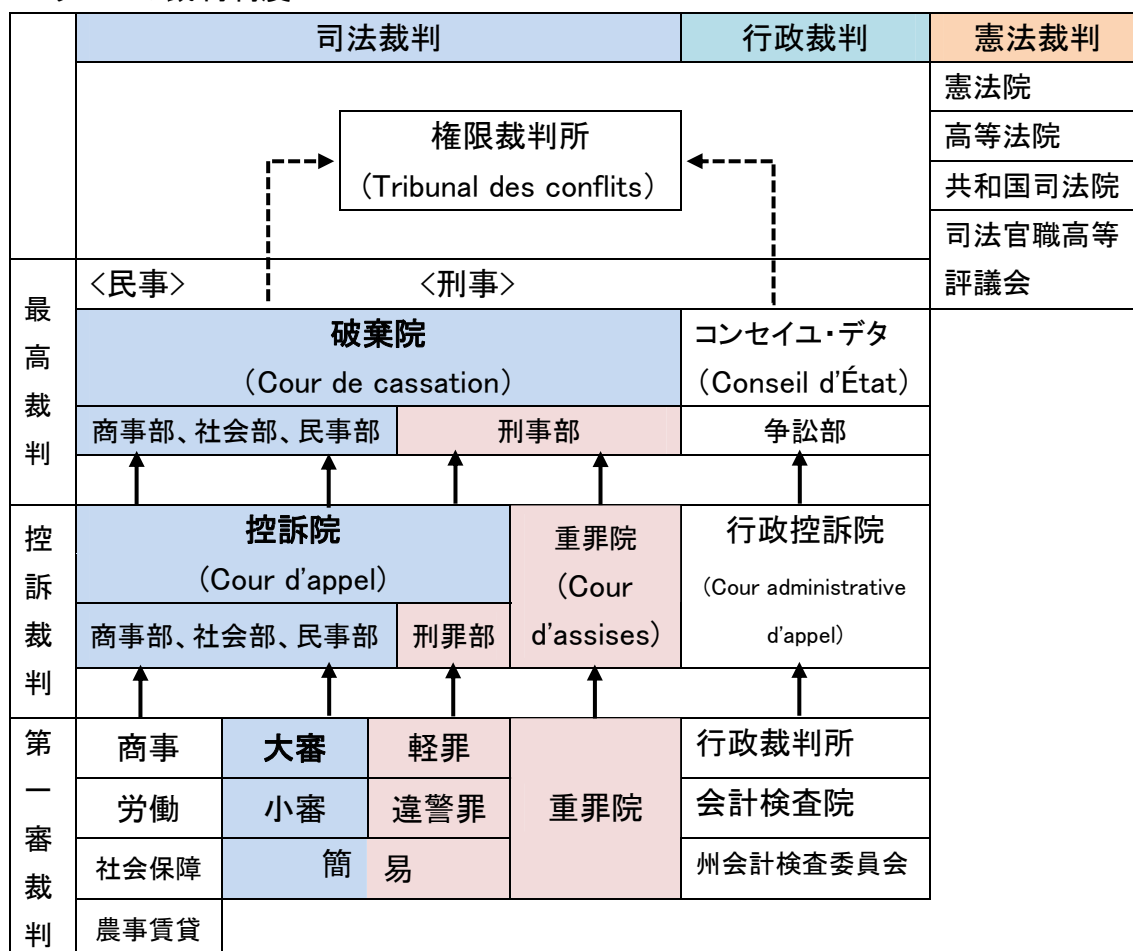
## 5. 2 民事訴訟

フランスの裁判制度の特徴は、下記の図の通り、司法系裁判所と行政系裁判所の2系統の裁判機関があり、裁判の2元性のために事件がいずれの系統の権限に属するののかについて議論がある場合は、権限裁判所がその帰属を決定する。さらに、これらの系統以外に憲法裁判に属する憲法院などの裁判機関があり、他国と比べて複雑な体系となっている。

また、フランスの裁判制度は民事訴訟と刑事訴訟を同じ組織体制で処理するために、知的財産権侵害による損害賠償の民事訴訟でありながら、同時に犯罪に対する刑事審判が同じ裁判所で処理される。この民事訴訟は「付帯私訴」(action civile)と呼ばれ、被害者は訴訟費用の償還、侵害品の返還、及び損害賠償の請求と同時に刑事訴訟も提起することができる。また、民事訴訟手続きにはレフェレ(Référé)と呼ばれる略式裁判と本案訴訟(Procédure au fond)がある。なお、フランスでの訴訟は原則二審制である。

フランスでは司法裁判の頂点に破棄院(Cour de cassation)があり、その下に 35 か所(内、5か所は海外)の控訴院(Cour d'appel)が設置されている。控訴院の下に第一審の民事裁判所として、全国に 158 か所の大審裁判所(Tribunal de grande instance)及び 305 か所の小審裁判所(Tribunal d'instance)、更に 303 か所の簡易裁判所(Juridiction de proximite)が設置されている。これ以外に特別の裁判所がある。第一審の刑事裁判所として、同様に全国に 102 か所の重罪院(Cour d'assises)、大審裁判所の刑事組織としての軽罪裁判所(Tribunal correctionnel)、小審裁判所の刑事組織である違警罪裁判所(Tribunal de police)及び簡易裁判所(Juridiction de proximite)が設置されている。

### フランスの裁判制度



(注:スペースの関係で第1審の各裁判所の名称から裁判所を省略)

ところで、フランスの知的財産裁判は専属的に侵害の発生地又は被告の所在地の大審裁判所(Tribunal de grande instance)に第一審の管轄権がある。なお、2009年10月より特許侵害訴訟は、パリの大審裁判所に管轄権が集約されている。パリ

の裁判所は、ノートルダム寺院の前、Palais de Justice de Paris という同じ建物の中に大審裁判所、控訴院及び破棄院が所在している。

フランスでの訴訟手続きは、裁判地所在の弁護士会に登録している弁護士(Avocat)を代理人にする必要があり、弁理士(Conseil en propriete industrielle)のみの資格者は訴訟代理をすることができないので注意が必要である。なお、裁判官と検察官の両方を纏めて司法官(magistrat)と呼び、執行手続きの担当官を執行吏(huissier de justice、英語:bailiff)と呼ぶことが通例である。

#### ●証拠保全(Saisie-contrefaçon, 英語:Seizure)

知的財産権者(排他的実施権者も可)は裁判所に被疑侵害行為に対する証拠収集のために、証拠保全命令を請求することができる(知的財産権法第L615-5条)。この制度は、自主的に収集した証拠と比べて法的証拠能力があり、その後の手続きにおいて、侵害立証を確実かつ有効に行うことができる。そのため、証拠保全はフランスでの訴訟の殆どで利用されている。また、この手続きで収集した証拠は他国でも証拠として利用できるメリットがある。

証拠保全を請求する際は、管轄地区の大審裁判所に申請書(requete)を提出する。裁判所は申請内容を審査し、被疑侵害の証拠保全の必要性を認めると翌日には一枚の執行命令が出される。通常、対象となる知的財産権が有効であることが明確であれば申請は認められる。この命令は一方的な手続き(ex parte)であり、被疑侵害者には通知されないため、突然執行できるメリットがある。証拠保全をする場所は、被疑侵害者の工場や事業所、展示会、販売店舗などがその対象となる。なお、証拠保全により被疑侵害に損害発生が想定される場合には、被疑侵害者の損害を保証する担保金の供託が求められる。

証拠保全の執行は裁判所の執行吏により行われるが、被疑侵害品のサンプル及び図面や製造方法などの書類、被疑侵害のパンフレットやその他の関係書類や帳簿、及び被疑侵害品の製造、販売に用いられている機材や材料を差押えることができる。その際は、知的財産権者やその代理人及び必要に応じては専門家が同行し、被疑侵害品や関係機材の確認や証拠として必要な関係書類を判断するなどし、執行吏の活動を支援する。その後、執行吏は差押えた被疑侵害品や関係書類の調書を作成する。この調書のコピーを入手しておく、その後の手続きで効果的に利用できる。なお、被疑侵害は営業秘密などの理由により、証拠保全の中止を求めることがあるので、侵害と関係のない部分の除外や黒く塗りつぶすなどの対応がある。いずれにしても、証拠保全で大量な関連証拠を入手するよりも、有効かつ効果的な一つの証拠を入手できる方に意味があると考えべきである。

なお、裁判所は証拠保全とは別に、知的財産権者の申請に基づき情報開示命令を出すことができる。この場合、被疑侵害品の価格、数量、製造元、供給元、販売先や供給先など侵害に関連する情報の提示を要求することができる。

証拠保全をした知的財産権者は、この執行吏の調書をもとに証拠保全の日から 20 日以内、或いは1か月以内(政令 2008/624)に被疑侵害者に対する訴訟手続きを開始しなければならない。この期間以内に訴訟が提起されない場合、差押え証拠は無効となり、被疑侵害者は差押えにより受けた損害の賠償を請求することになる。

#### ●略式裁判(レフェレ(référé)による仮差止)

知的財産権者は被疑侵害者による差し迫った被害や侵害行為を早期に中止させるために仮差止を裁判所に請求することができる(知的財産権法第 L613-3 条)。こうした仮差止も証拠保全と同様で、一方的な手続き(ex parte)であり、被疑侵害者には通知されないため、被疑侵害者が侵害品を隠したり、隠滅したりすることを回避するとともに、早期に執行できるメリットがある。

この仮差止の請求は管轄地区の大審裁判所に訴状(assignation en refere)として提出する。また、知的財産権者は実際の侵害の証拠や緊急性についての証拠を提出しなければならない。なお、仮差止は、被告となる被疑侵害者に事前に通達される。

裁判所は仮差止手続きにおいて、全ての被疑侵害行為の中止及び全ての被疑侵害品の差押えをすることができる。差押え対象は証拠保全と同じであるが、知的財産権者が損害を回復できる可能性がないことを主張すれば、裁判所は被疑侵害者の資産や銀行口座の凍結の命令を出すこともできる。なお、特許侵害訴訟では仮差止が認められた例は非常に少ないため、事前の検討が十分必要である。

略式裁判は日本での仮処分似た手続きであり、仮差止の後に、非常に短期間に被告である被疑侵害者による訴答書面と原告である知的財産権者による訴答書面が交換され、召喚による公開の口頭審理で弁護士が法廷討論を行いながら審理される。通常は1回の弁論で審理が終了する。約 1 か月弱で結審され、裁判官から略式命令が出される。なお、本案訴訟がある場合、略式裁判の結論に影響しない。比較的侵害が明確な例で行われるため、結審後に本案審理に再度提起されることは少ない。

#### ●本案審理

知的財産権者は事件が重大な案件であり、被疑侵害者に損害賠償などを求める場合、また特許権侵害事件での侵害判断や特許権の有効性判断などを争う場合、本案審理による民事訴訟を提起することができる。知的財産権者は、仮差止があればその証拠に基づき、執行吏の調書及びその他の侵害証拠をもとに管轄する大審裁判所に本案訴訟を提起する。特許の場合は、パリの大審裁判所が管轄する。なお、刑事処分を求める場合、同時に提訴に含めることができる。

#### (1) 訴状(assignation)の作成

本案訴訟を提起するために侵害を受けた知的財産権者は弁護士を通じて原告としての訴状を作成する。訴状には、請求根拠となる知的財産権とその内容、具体的に侵害状況が立証されていること、及び救済内容を記載する。特許の場合は、対象となるクレームがどのように侵害されているかを記載する。なお、複数の権利侵害も同一の訴状に含めることができる。

#### (2) 召喚状(assignation)の送達

原告となった知的財産権者は、訴状の一部を召喚状として、執行官を通じて被告である被疑侵害者に送達する。訴状と召喚状は同じものを意味しているが、召喚状を被告に送達することにより訴訟が開始される。召喚状が送達された後、いずれかの当事者が裁判所に召喚状の写しを提出することにより、事件が裁判所に係属する。通常、被告が受領後 2 週間以内に弁護士経由で対応する。事件が裁判所に係属すると公判日程が決定される。

知財侵害の民事の本案訴訟で請求できる措置は以下の通りである。

- ① 侵害行為の差止(interdiction)
- ② 侵害品及び侵害品製造、販売に使用された機器や材料の押収と廃棄
- ③ 損害賠償の支払い
- ④ 判決の新聞等での発表
- ⑤ 判決の執行や賠償金支払い遅延金の支払い

#### (3) 事前手続(instruction)

大審裁判所では事件が係属すると、各当事者の弁護士間で準備書面(conclusion)の送達や書証(pièces)の交換が行われる。また、証拠調査が命じられた事件では、証拠調べが実施される。準備手続きでは担当裁判官に手続進行の監督、証拠調査の監督などに広範な権限が与えられているものの、通常は、訴答手続きと同じで訴答書面の交換で進行する。一般的に、被告は非侵害の主張や否認、権利無効の主張を行う。特許の場合、先使用や公知技術の抗弁などがある。なお、権利の無効を主張する

場合は反訴を起こさなければならないが、こうした無効請求が侵害訴訟以外で起こされることは稀である。立証に専門家が必要な場合、中立的な専門家を招聘する。最終的に事前手続終結命令(ordnance de clôture)が出されると公判日程が決定され、新たな請求や主張、証拠の提出はできない。

#### (4) 口頭弁論(débats)

口頭弁論(口頭審理)は1回の公判日程で終了する。当事者双方の弁護士は口頭で、事件概要、争点、証拠、法律問題等について弁論を行う。書面提出により口頭弁論がない場合もある。事件によっては、鑑定を命じる中間判決がされ、再度の事前手続において、準備手続裁判官の監督下で鑑定が行われ、2度目の弁論後に終局判決がされることもある。

#### (5) 判決(débats)

口頭弁論後に審決がなされるが、平均1から2か月後に判決が出される。民事訴訟の約70%は、本案判決により終局する。判決に不服の場合、1か月以内に控訴院に上訴ができる。なお、判決に仮執行がついた場合、上訴は執行を停止する機能がないため、第一審判決の差止や損害賠償支払いが求められる。

第一審裁判は平均1から2年係属し、上訴後の控訴院でもほぼ同期間継続する。上訴する場合は、新たな論点、理由、証拠などを引用し、第一審の手続きには縛られない事実審理がなされる。第二審が最終審であり確定的な命令が出される。破棄院での審理は法律問題に限られる。

フランスの民事訴訟で注意する点はいくつかあるが、知的財産権の存在を知らない不知による善意侵害の主張は成立しない。従って、侵害者に侵害の意図がない善意による侵害の場合でも、原則的に侵害行為の差止と損害賠償の支払いが命じられる。なお、特許権侵害での善意の間接侵害の場合、損害賠償を免れられる。

次に、損害賠償請求について、2007年の改正知的財産法第L615-7条の改正により大きな変更がある。従来は、民法典第1382条による推定を受けたものであったが、新しく導入された損害賠償算定基準には下記の3項目があり、一括の賠償金として、通常ライセンス料を下回らない額としている。

- ① 被害者が受けた負の経済的効果;
- ② 侵害者が侵害品の販売により得た利益;及び
- ③ 権利者が受けた精神的損害。



損害額の算定では、知的財産権者がフランスで製造・販売した場合として計算することができるだけでなく、逸失利益、侵害により受けた販売数量減、競合のために支出した追加費用、ディスカウント、材料の高騰、銀行からの追加融資など比較的広い補償範囲を含めている。また、侵害者が販売により得た利益の範囲には裁判所が侵害品と認定したあらゆる製品を対象にすることができる(知的財産法第 L716-14 条)。なお、敗訴した当事者は、勝訴した側の訴訟費用を負担しなければならず、裁判官はその比較的大きな額の支払いを認めている。(民事訴訟法第 700 条)

侵害品に対しては原告の利益のために侵害品の廃棄や押収が可能であり、裁判所はそうした命令を出すことができる。押収の場合、侵害品だけでなく製造設備や機材、原材料などが原告である知的財産権者に引き渡されるので、知的財産権者はこれらを自由に処分することができる。それらを使用したり、販売したりできる。

### 5.3 その他の紛争処理

フランスには、1996 年に WIPO の指導のもと商工会議所の下部組織として開設されたフランス調停仲裁センター(CAMP)があり、仲裁員が所属し、商事仲裁支援を行っている。また、フランスでは仲裁法(DL1879/2002)が制定され、2011 年に改正されている。また、ニューヨーク条約も批准している。しかし、仲裁自体があまり行われていないため、知的財産権関連の紛争で仲裁利用された事例は殆どないとのことである。フランスで有効な和解や同意により紛争を解決するためには、書面による契約書を作成することになる。そのため、一般的には経験のある弁護士事務所に相談することが多い。

ところで、インターネットはフランスでも良く利用されており、その利用も増加傾向にある。インターネット上ではインターネット事業者のオンラインモールのネットショップ、Google, eBay によるオンラインオークションなどが問題とされている。2006 年にパリの大審裁判所が Google には LuisViton 商標権侵害の責任があるとして、30 万ユーロの損害と日割りの罰金を科した事例がある。最近では、2010 年に eBay には Lancôme Parfums の商標権侵害と不正競争行為を理由に同様の判断が出された事例がある。

事件として取り上げられる例は少ないがフランスのドメインについても注意を払うことが勧められる。ネットワーク情報センター(AFNIC)がドメインネーム管理を行っているが、フランスに恒久的居所を持たずともドメイン名を入手できるため、必要に応じて、事業に影響のあるドメインネームは登録することが好ましい。

## 6. 留意事項

- (1) フランスでの権利行使には、商標権などの具体的な知的財産権の存在が不可欠であり、著名商標などの未登録商標では、権利行使をすることは難しいと考えるべきある。従って、自社の商標権を取得することが第一の対策である。なお、並行輸入は商標法上、認められているので、注意が必要である。
- (2) 積極的な権利行使には登録商標の税関登録が効果的であるが、税関対応においては、英語ではなくフランス語での資料の提供に配慮し、幅広い税関職員への対応を期待する。
- (3) 現地の権利行使のための代理人、税関、その他の関係職員による侵害品の見分けを容易にするための説明会開催、資料提供など積極的に協力する。パッケージや色など製品の仕様に変更があった場合は、速やかに情報を提供する。その他、税関に登録している情報を定期的に見直し、更新する。
- (4) 自社製品に偽造防止などの対策を行い、そうした情報も必要な範囲で提供する。
- (5) 現地代理人は著作権を活用する提案もあるので、パッケージや包装或いは現地での販売促進品資料などのデザインや書類を著作権登録し、幅広い活用を検討する。
- (6) 現地に優良な弁護士事務所を確保する。弁護士事務所を通じて、警察、検察や税関と友好的な関係を構築することは、簡単な案件から難しい案件まで、好ましい結果を上げることにつながる。
- (7) 現地のビジネスパートナーとの交流や定期的な査察を行い、代理店や販売店が侵害品を取り扱わないことや適切な情報管理やビジネスが実施されていることを確認する。このためには、定期的な情報交換を含む定例会議を開催し、友好関係を構築及び侵害の拡大や被疑侵害者の情報入手に努めることが勧められる。また、現地法人与ライセンス関係を構築することで、登録商標を有効に維持する(5年不使用取消対策)ことにもつながる。
- (8) 知的財産権侵害以外に、不正競争など他の法律の適用の可能性を現地の法律事務所に相談し、別の侵害に対するアプローチも検討に加える。

## 7. その他の関連団体

### 7. 1 フランス知的財産弁護士協会

**Compagnie Nationale des Conseils en Propriété industrielle (CNCPI)**

**The French Institute of Patent & Trademark Attorneys Association**

住所: 13 rue du Quatre Septembre,  
75002 Paris, France

Tel: +33-1-5321-9089

Fax: +33-1-5321-9590

Email: [contact@cncpi.fr](mailto:contact@cncpi.fr)

Web: <http://www.cncpi.fr/>

### 7. 2 パリ弁護士協会

**Ordre des Avocats**

**Paris Bar Association**

住所: 11, place Dauphine  
75053 Paris CEDEX 01, France

Tel: +33-1-8027-1920

Web: <http://www.avocatparis.org/>

### 7. 3 フランス商標意匠法実務者協会

**Association des Praticiens du Droit des Marques et des Modèles (APRAM)**

**Association of Trade Mark and Design Law Practitioners**

住所: 9 bis Avenue d'Iena,  
75116 Paris, France

Fax: +33-1-7490-0097

Email: [secretariat@apram.com](mailto:secretariat@apram.com)/ [contact@apram.com](mailto:contact@apram.com)

Web: <http://apram.com/>

### 7. 4 フランス知的財産専門家協会

**Association Française des Spécialistes en Propriété Industrielle (ASPI)**

**French Association of IP Specialists**

住所: 34bis rue Vignon  
75009 Paris, France  
Tel: +33-1-4266-1819  
Fax: +33-1-4266-1737  
Email: [contact@aspi.asso.fr](mailto:contact@aspi.asso.fr)  
Web: <http://aspi.asso.fr/>

## 7.5 知的財産評議会

**Association des Conseils en Propriété Industrielle (ACPI)**

**Association of Patent & Trademark Attorneys**

住所: 13 rue du Quatre Septembre,  
75002 Paris, France

Tel: +33-1-5321-9089

Fax: +33-1-5321-9590

Email: <http://www.acpi.asso.fr/contact/> (メールボックス)

Web: <http://www.acpi.asso.fr/>

## 7.6 ライセンス協会フランス支部

**Licensing Executives Society France (LES France)**

住所: 220 Rue de Vaugirard,  
75015 Paris, France

Email: [secretariat@les-france.org](mailto:secretariat@les-france.org)

Web: <http://www.les-france.org/>

